正五位に叙する
小泉　勝義

従五位に叙する
堀内　清治

正六位に叙する（各通）
奥羽　孝
小畑　瑛之

従五位に叙する
安藤　勤
寺内　敏

正六位に叙する（各通）
三上　隈徳
山本　克巳

従四位に叙する
正八位
従五位に叙する
築野　政次
今津　博

正六位に叙する
奥平　常利

従六位に叙する
加藤　英司

従七位に叙する（以上1月三十日）
宮崎　和見

正六位に叙する
渡邉　善郎

正七位に叙する（各通）（以上1月三十一日）
竹田　勇雄

従六位に叙する（1月1日）
○叙勲
浅野　力
染矢　直幸
旭日単光章を授ける（各通）（1月二十四日）
桂浦　善吾
鳥居塚文一
旭日単光章を授ける（各通）（1月二十五日）
興梠　保明
萩原　弘幸
旭日単光章を授ける（各通）（1月二十六日）
小久保雄一
旭日単光章を授ける（1月二十七日）
落合利兵衛
瑞宝小綬章を授ける
臼木　五郎
白石　福
瑞宝双光章を授ける（各通）
大沢　竹夫
黒古　勝一
平野　逸夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十四日）
小小小川野　恒治
中島　博
熊谷　勇
加藤　時男
佐藤　弘
松本　良和
丸山　武志
渡部　定由
石井　茂
嶋本　昭三
瑞宝小綬章を授ける（各通）
相澤　賢治
葛原　孝一
田中　助夫
行安　智有
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩崎　五郎
立藏　和輝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十五日）
笹木　清
瑞宝小綬章を授ける
粟屋　康
小山　康喜
佐々木七郎
芳賀長太郎
村上　泰男
瑞宝双光章を授ける（各通）
石塚　峻
齊藤　侠助
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十六日）
鈴木　翼
瑞宝中綬章を授ける
（三重大学名誉教授）
長谷川典夫
瑞宝小綬章を授ける
瓜生　厚
川崎　忠則
津田　榮一
花田　好仁
三井　和幸
瑞宝双光章を授ける（各通）
勝原　康人
小針　宗雄
平野耕一郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十七日）
花岡　彰一
瑞宝小綬章を授ける
宇佐美三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
小川　敞之
瑞宝単光章を授ける（以上1月二十八日）
安藤　勤
小畑　瑛之
石橋　盛夫
黒須　正吉
塩野　弘道
細川　昭一
山口　紀彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
金田　勝利
堀田　晃嗣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十六日）
鈴木　翼
瑞宝中綬章を授ける
（北海道大学名誉教授）
長谷川典夫
瑞宝小綬章を授ける
岡田　政昭
金城　重登
富永　義雄
平山　一男
若松　和郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
葛野　昌
生水　直温
若尾　宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十七日）
花岡　彰一
瑞宝小綬章を授ける
小林多嘉雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
山本　清治
瑞宝単光章を授ける（各通）（1月二十九日）
丸山　武志
瑞宝小綬章を授ける
阿久津九三
小松　一夫
水垣　修一
吉田　孝信
瑞宝双光章を授ける（各通）
坂本　正四
渡邉　昇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十五日）
滝村城之介
和田　良三
瑞宝双光章を授ける
大北富士雄
才田　昭郎
西村　謙
水上　武
山田　節
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十六日）
久保　克彦
瑞宝小綬章を授ける
大坂　元夫
瀧渕　壽
宮城　竹盛
和田　満
瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（以上1月三十日）
加藤　英司
瑞宝単光章を授ける（以上1月三十1日）
山本　賢三
吉武　俊太
山口　昇
田原　勲

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、キプロス国大統領ニコス・アナスタシアディス閣下の大統領就任につき、二月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月4日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　河川の名称　紀の川水系紀の川
2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに附属するクロージャの部分
3　河川管理施設の位置　紀の川水系紀の川26号大橋南詰地先から紀の川水系紀の川和歌山市四箇郷地区地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　阪神ケーブルエンジニアリング　代表取締役社長　本城　正朗
住所　兵庫県西宮市上鳴尾町27番11号
5　管理の内容　紀の川河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び紀の川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
6　管理の期間　平成25年3月4日から本協定の存続する日まで

中国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一、河川の名称　江の川水系江の川
二、廃川敷地等が生じた年月日　平成二十五年三月四日
三、廃川敷地等の位置　島根県邑智郡川本町大字川下一一四七番一二から一一六四番五まで
四、廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）三千九百五十五・八一平方メートル

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成23年4月1日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに関係労働者を代表する者各1人及び関係事業主を代表する者各1人）については本年3月31日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年3月4日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の(1)又は(2)いずれかに該当するものであること。
(1)　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係